

校外研修欠席時の手続について

西北教育事務所

- 1 病気その他の理由で、やむを得ず校外研修を欠席しなければならない場合（最終的には校長判断）は、校長が電話等により研修担当者へ連絡した上で欠席届を提出する。
センター研修の欠席届の様式は青森県総合学校教育センターHPからダウンロードできる。教育事務所主管の研修においても、同様の様式で欠席届を作成して提出する。
 - 2 提出先（各1部ずつ提出）
 - (1) センター研修
 - ア 県総合学校教育センター所長
 - イ 市町教育委員会教育長（アの写し）
 - ウ 教育事務所所長（アの写し）
 - (2) 教育事務所研修
 - ア 教育事務所所長
 - イ 市町教育委員会教育長（アの写し）
- * あらかじめ欠席が分かっている場合は、当日の非常勤講師の勤務がない旨を、非常勤講師に連絡しておく。

【参考】

初任者研修欠席届			
令和 年 月 日			
青森県総合学校教育センター所長 殿			
所属所名		所属長職氏名	
(公印省略)			
下記の者は、初任者研修（センター研修）の以下の講座を受講できなくなりましたのでお届けします。			
記			
所属所名	電話 () — FAX () —		
ふりがな 職・氏名			
講座番号		講座名	
事由			

青森県総合学校教育センターHP

【ダウンロードページ】

https://entry.edu-c.pref.aomori.jp/setting/koza/A_tetuduki/syonin



青森県総合学校教育センターHP



研修講座



様式ダウンロード



受講者用様式をクリック

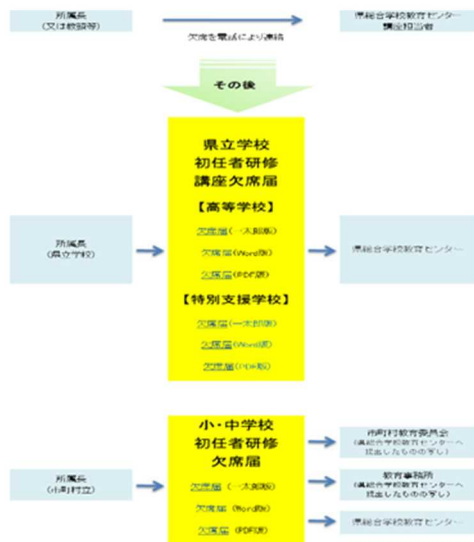


研修講座情報サイト



※初任者研修の欠席に関するページはこちらをクリックしてください。

2 欠席の場合（講座ごとに提出）



3 やむを得ず遅刻する場合

速やかに青森県総合学校教育センターへ電話連絡してください。特に、卒業間近は、出席等により、費後より問題がかかることが予想されます。時間に余裕をもって研修に臨んでください。

4 氏名、住所等の変更について

改姓や住所変更等があった場合、速やかに連絡してください。

小・中学校
初任者研修
欠席届

- ・ 一太郎版
- ・ Word 版
- ・ PDF 版

